

Disclosure 2007

明治安田生命の現況 2007

経営理念

私たちは生命保険事業のパイオニアとして、相互扶助の精神を貫くとともに
お客さまを大切にする会社に徹し、生命保険を中心にクオリティの高い総合保障サービスを提供し、
確かな安心と豊かさをお届けいたします。

企業ビジョン

1. お客さまに、いつまでも変わらぬ安心をお届けする会社
2. お客さまの声を大切にし、明日につなげる会社
3. お客さまならびに社会に対して、いつでも開かれた会社

行動規範

1. 高い倫理観と誠実な姿勢
2. お客さまへの感謝と責任
3. お客さまの信頼に応える使命感と情熱
4. 地域社会への貢献と環境への配慮



会長 関口 憲一 社長 松尾 憲治



明治安田生命の概要 (平成19年3月末現在)

正式名称：明治安田生命保険相互会社
Meiji Yasuda Life Insurance Company
創 業：明治14年(1881年)7月9日
本社所在地：東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111(代表)
従業員数：39,776人(うち営業職員 31,367人)

営業拠点数：支社 95 営業所 1,314 法人部 25 (平成19年4月1日現在)
総 資 産：26兆7,972億円
基金総額：4,100億円(基金償却積立金を含む)
保有契約高：244兆1,221億円
(うち個人保険・個人年金保険135兆7,974億円)
(うち団体保険 108兆3,247億円)

「確かなお支払い」のための取組み

「もしも…」のときに、より正しくより早く保険金・給付金をお支払いさせていただくために

保険金・給付金のご請求からお支払いまでのお手続きについて

Step
1



保険金・給付金が
支払われるのでは？
と思われたら…

すぐにご連絡ください。

- 例えば、ご入院の場合
- 証券番号 ●入院された方のお名前
 - 入院の原因 ●入院の期間
 - 傷病名 ●事故日
 - 手術の有無(手術日・手術名) 等

明治安田生命

担当
営業職員

支社・
営業所等

コミュニケーション
センター

ご加入の内容を確認し、
ご請求いただける保険金・
給付金をご案内します。

■新「給付金ご請求のご案内」作成システム等で、ご請求可能な保険金・給付金を確認し、ご案内します。

新「給付金ご請求のご案内」作成システム

保険金・給付金のご請求に必要な書類をお届けします。

P2

Step
2



「保険金・給付金請求書」・
「診断書」など必要書類を
揃えてご提出ください。

ご案内・ご確認

お支払い

当社本社に書類到着後「5日以内」に
保険金・給付金をお支払いします。※1

■書類等の内容を確認し、速やかに保険金・給付金をお支払いします。

さらにお支払いの可能性を確認します。

■ご請求の内容以外にも、さらにお支払いできる可能性がないかを当社が確認し、ご案内します。

支払サポートグループ

P2

お支払い内容の
ご確認

お支払いの内容について、
ご確認・ご相談いただける
態勢を整えています。

ご相談いただけます。



支払
相談室

P4

不服申立
制度

P4

お支払い結果に関するご照会・ご不満等にお応えするため、専門スタッフによるご相談窓口を設置しています。

お支払いに関して、支払相談室の説明ではご納得いただけない場合、社外弁護士が第三者の立場にたつてご相談をお受けする制度を設けています。

重層的な事後検証態勢
※2

P4

※1 治療の経過・事故の状況等について、事実の確認をさせていただく場合には日数を要する場合があります。

※2 支払実務に関して、当社組織「保険金等支払審査会」「支払審査室」「検査部」にてチェックや検査を行なう態勢を整備しています。

*お手続きの詳細は「保険金・給付金のご請求について」をご参照ください。

お申し出からお支払いに至るまでの お客さまへのご案内および、もれのない支払管理態勢の構築

新「給付金ご請求のご案内」作成システムの展開

給付金のご請求手続きをご案内する際にお客さまのお申し出内容に基づいて、事前に情報を提供する新「給付金ご請求のご案内」作成システムを、全国の営業拠点に平成18年6月から展開しています。

他の特約内容でお支払いできる可能性がある場合（例えば入院給付金請求時に傷病名等から特定疾病保険金についてお支払い

できる可能性がある場合）、ご請求に必要な書類をご案内しています。

また、明らかに約款上非該当となる一部ご請求についてあらかじめお客さまにお知らせすることで、不要な診断書料など金銭的なご負担を軽減させることが可能になりました。

団体保険のお客さま向けに独自のインターネットサービスと ご相談窓口を順次拡大

ご請求いただいたご契約以外にお支払いできる可能性のある契約について事前にご案内できるインターネットサービス「ご請求ガイダンス機能」、そしてご請求において、

ご契約者である団体の保険ご担当者などからご照会いただく窓口として「ご請求相談センター」のご利用団体をそれぞれ順次拡大しています。

「給付金一次判断サポートシステム」の機能拡大

請求書類の内容をデータ化して保障内容と照合のうえ、給付金の支払可否について一次判断を行なう「給付金一次判断サポー

トシステム」を平成17年10月から導入し、順次、その機能を拡大しています。

お支払いの適切性を再確認する専門組織の新設

お支払い案件と請求案内案件の再確認およびお客さまへの適切な対応を行なう組織として、保険金部に「支払サポートグループ」、法人サービス部に「支払サポートチーム」を平成19年1月に新設しました。

二重のチェックで、保険金・給付金を適切にお支払いするとともに、ご請求いただいた内容以外の保険金・給付金にもお支払いの可能性がないかを確認しています。

お客さまへのご説明の充実

(お客さまに保険金等のお支払いに関するご理解をより深めていただくための取組み)

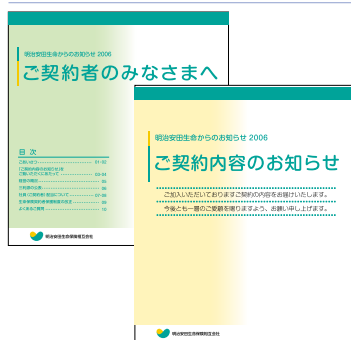
「約款」の平明化(本文の表記を全面改訂)



ご契約時にお客さまへお渡しする「約款」(ご契約内容やご契約後の各種お取扱い方法を記載したもの)の本文を表や備考を活用した表現に改めました。また、専門用語をわかりやすく言い換えたり、文字を大きくするなど、お客さまにとって、「見やすく、使いやすく、わかりやすい」ものになるように工夫をしています。

この改訂は、平成19年6月発売の「女性医療保険 才色健美」を第一弾として行ないました。今後は、お客さま・一般消費者へのアンケート、インタビューなどを実施し、さらに内容を充実して、他の商品の「約款」についても順次見直していく予定です。

「明治安田生命からのお知らせ」の改訂



ご加入いただいているご契約内容や当社の現状等をお知らせするため、年1回ご契約者のみなさまへお送りしている「明治安田生命からのお知らせ(ご契約内容のお知らせ)」について、冊子サイズをA5版からA4版に変更するとともに、ご契約内容のご案内を1契約につき見開き2ページに拡充し、主契約・特約単位で保険期間・保険料払込期間・お支払事由など保障内容を詳細に記載しました。

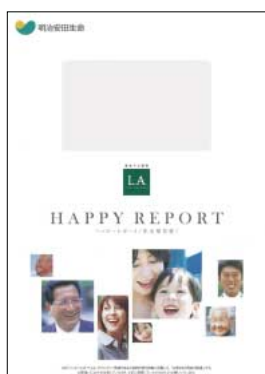
「保険金・給付金のご請求について」によるご説明



保険金・給付金をもれなくご請求いただくための手続き、および、お支払いする場合・お支払いできない場合の事例を紹介した冊子「保険金・給付金のご請求について」をご用意し、お支払いに関するご説明の充実に努めています。

この冊子は、平成19年5月からご加入時にもお渡しすることとしたほか、ホームページに掲載し、いつでもご覧いただけるようにしています。

ご請求手続きの具体的な流れを冊子に掲載



保険金・給付金のご請求からお支払いまでのお手続きについて具体的な流れを「保険金・給付金のご請求について」、そして「ライフアカウント L.A.」のご契約者に毎年お届けしている「ハッピーレポート(年次報告書)」にそれぞれ掲載しました。

また、団体保険においては、ご契約者である団体の保険ご担当者向けに、ご請求時の留意事項・チェック項目等をわかりやすく記載した冊子「請求手続きガイド」を作成しました。

ご相談窓口の設置・不服申立制度の開設

保険金・給付金のお支払いに関するご照会・ご不満にお応えするため、専門スタッフがご相談に応じる「支払相談室」を平成17年12月に設置、運営しています。

また、支払相談室による説明ではご納得

いただけず、第三者への相談をご要望される場合の相談制度として、社外弁護士がご相談に応じる「保険金・給付金のお支払いに関する不服申立制度」を平成18年3月から運営しています。

重層的な事後検証態勢の構築

支払実務に関するチェック・検査を行なう態勢の整備

保険金・給付金の支払査定に関して、社外専門家の意見を取り入れ、適切で公正な運営を図ることを目的に、保険金部担当役員(当時)の諮問機関として「保険金等支払審査会」を平成17年4月に設置し、毎月開催しています。

また、支払査定ラインとは独立した専門組織として、支払担当部署に「支払審査室」を平成17年10月に新設し、支払業務に対

する日常的な検証態勢を強化しました。加えて、平成18年4月から検査部の要員を段階的に補強し、検査手法の高度化を図り、内部監査態勢を充実しています。保険金等支払管理態勢の機能発揮状況については、適宜、監査委員会が報告を受け、必要に応じて内部監査部門である検査部に指示を行なう態勢を整備しています。

「お支払いに該当しないと判断したご契約件数」の開示について

当社は、「社会に開かれた会社」の実現に向けた取組みの一環として、「お支払いに該当しないと判断したご契約件数」についての継続的な開示を行なっています。

■ お支払いに該当しないと判断したご契約件数

(単位:件)

お支払い非該当判断事由	平成17年度		平成18年度	
	保険金	給付金	保険金	給付金
詐欺による無効	2	0	0	0
不法取得目的のため無効	0	0	0	0
告知義務違反による解除	730	423	640	330
重大事由による解除	0	0	0	0
免責事由に該当	739	161	722	116
支払事由に非該当	8,054	5,364	6,963	4,743
その他	182	174	78	77
合計	9,707	6,122	8,403	5,266

注) 1. 上記件数は、個人保険・個人年金保険・団体保険等のお支払いに該当しないと判断したご契約件数です。

2. 上記件数には、お支払い事由となる所定の入院日数に満たないご請求など、ご提出いただいた書類(診断書等)から、約款上明らかに非該当となる件数を含んでいます。

【詐欺による無効】

告知義務違反の内容が特に重大な場合などには、詐欺としてご契約を無効とさせていただきます(ご加入後2年を経過後でも無効となることがあります)。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。

【不法取得目的のため無効】

保険金・給付金を不法に取得する目的をもって、保険契約にご加入された場合には、ご契約を無効とさせていただきます。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。

【告知義務違反による解除】

保険加入(ご契約の見直し、特約中途付加や復活等を含みます)に際して、故意または重大な過失によって、告知すべき重要な事実について告知しなかった場合や、事実でないことを告知された場合にはご契約や特約を解除することがあります。解除時点の計算に基づき、返戻金がある場合には、これをお支払いいたします。

【重大事由による解除】

保険金・給付金を詐取する目的で故意に事故を起こしたり、ご請求に際して診断書偽造などの詐欺行為があった場合には、ご契

約を解除することがあります。解除時点の計算に基づき、返戻金がある場合には、これをお支払いいたします。

複数の入院関係特約に加入して入院に関する給付金が極めて大きな金額になっている場合など、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされる場合にも、ご契約(主契約および他の特約を含みます)を解除することがあります。

【免責事由に該当】

約款には、保険金・給付金ごとに、免責事由としてお支払いしない事由を規定しています。主なものとしては、死亡保険金について、被保険者の自殺、災害死亡保険金について、契約者・被保険者の故意または重大な過失による被保険者の死亡、被保険者の無免許運転および酒気帯び運転等による死亡の場合などがあります。

【支払事由に非該当】

約款には、保険金・給付金ごとに、お支払いする事由を規定しており、ご請求いただいた際、この支払事由に該当しないと判断させていただきます場合があります。主なものとしては、高度障害保険金について、高度障害状態の原因となった疾病や傷害が、ご契約の責任開始前に発生していた場合などがあります。

Contents

明治安田生命の経営方針

8

経営活動と決算の概況について

13

経営活動の概況 社員（ご契約者）配当の状況
ソルベンシー・マージン比率 実質純資産額
基礎利益 三利源の開示
含み損益 自己資本の充実
不良債権の状況 収支の概況
資産・負債等の概況 保険契約の概況
一般勘定資産の運用状況

信頼される企業をめざして

37

相互会社運営 経営管理体制
内部統制システム コンプライアンス（法令等遵守）の徹底
リスク管理体制 「お客さまの声」を経営に活かす取組み
CSR（企業の社会的責任）の取組みについて 社会貢献活動
財団等の活動 ディスクロージャー

商品・サービスと事業展開について

71

コンサルティング・アフターサービス 先進ITの活用
個人向け商品サービス ご契約者向けサービス・パッケージ「map」
疾病予防サポートサービスへの取組み 介護関連サービスへの取組み
銀行等金融機関窓口販売 法人向け総合コンサルティングについて
損害保険事業 国際保険業務

会社概要

91

主要な業務の内容 沿革
総代・総代候補者選考委員・評議会 役員等略歴
組織図 基金の状況
従業員の状況 店舗網一覧
保険会社およびその子会社等の概況 商品一覧

業績に関する諸資料

113

生命保険協会統一開示項目索引
五十音索引